

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

|              |                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 法 令 名：       | 風営適正化法                                                |
| 根 拠 条 項：     | 第31条の23において準用する第10条の2第5項                              |
| 処 分 の 概 要：   | 認定証の再交付                                               |
| 原権者（委任先）：    | 京都府公安委員会                                              |
| 法 令 の 定 め：   | 規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）   |
| 審 査 基 準：     |                                                       |
| 標 準 処 理 期 間： | 14日                                                   |
| 申 請 先：       | 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。         |
| 問 合 せ 先：     | 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係<br>（電話 075-451-9111 内線3035） |
| 備 考：         |                                                       |